

2022年のベストセラーソノロードである原田ひ香さんの『三千円の使いかた』はこんな風に始まります。「人は三千円の使い方で人生が決まるよ、と祖母は言った。え?三千円?何言っているの?」。本の帯には「知識が深まり、絶対“元”もとれちゃう“節約”家族小説!」とあります。あなたなら三千円をどう使いますか?

365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【迷ったら「変化」を選ぶ】

帝国データバンクによれば、今年100周年を迎える日本企業は1065社。「100年企業」は約3万社(日経B Pコンサルティング調査/2020年3月時点)にものぼるそうです。世界の「100年企業」が約8万社なので、日本は世界でもまれに見る長寿企業大国なのです。振り返ってみれば、100年前は第一次世界大戦後の不況が続き、関東大震災があり、また戦争があり、高度経済成長期を経験してオイルショックが2回あり、その後バブル経済やITバブルがはじけ、リーマンショック、阪神淡路大震災、東日本大震災、そしてコロナが世の中を大きく変えました。こんな苦難な時代を乗り越えてきた「100年企業」には、キユーピー、ハウス食品、清水建設、竹中工務店、小学館、任天堂、グリコ、旭化成など、誰もが知っている有名企業がずらりと並びます。

2011年版中小企業白書によると、創業5年以内に廃業する率は約2割。そんな状況の中、100年以上の歴史を重ね、今なお経済をリードしている企業には3つの共通点があるようです。「変化をいとわない」「社員を大事にする」「地域貢献」。中でも注目したいのが「変化をいとわない」です。物事がある程度長く続くと、過去の成功体験やしがらみなどに縛られて大胆な選択ができなくなってしまいます。すると「ここまで続けてきたからやめるわけにはいかない」という気持ちが大きくなり、継続していくことが目的になってしまいがちです。しかし現状維持は衰退の第一歩。長く続けていくためには、今までとは違う選択をすることが継続への活路になることもあります。

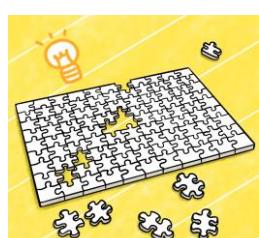


革新的なことをすると批判も受けますが、常識に捉われずにチャレンジし続けた結果の「100年企業」なのでしょう。日本のコンビニの父、鈴木敏文さんは以前「人間は一方で何かにしがみつきながら、もう一方で新しいことに挑戦することはできません。自分では一步踏み出したつもりでも、思うように前に進まない人は、無意識のうちに何かにしがみついているのかもしれません」と言っていました。自分は何かにしがみついていないだろうか。迷ったら変化を選ぶ大胆さと勇気を持ちたいものです。

トレンドを斬る!

「宇宙パズル」は宇宙飛行士選抜試験に使われたホワイトパズルをモチーフにした、真っ白なジグソーパズルです。99ピース

でも2時間要するほど難しく、ディスカバリーに搭乗した山崎直子さんが取り組んだ300ピースはさらに難易度が上がります。驚くのはその販売数で、販売開始から10年で22万個も売っています。何の変哲もない白いパズルに、宇宙飛行士と同様の忍耐力を鍛えるという醍醐味(だいごみ)を与えた、ストーリーで売るお手本のような商品です。



今を生きる 先人の言葉

決してやまない

イギリスの出版会社の経営者であるヘンリー・ジョージ・ボーンの言葉。仕事でも家族サービスでもダイエットでも「思い立ったが吉日」精神を肝に銘じておこう。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【社会保険料の延滞金は経費にできる?】

税金は決められた期限までに納める必要があります。例えば法人税は決算日の翌日から2ヶ月以内に納付しなければなりません。期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までは「年7.3%」か「延滞税特例基準割合+1%」の低いほうを、納期限から2ヶ月を経過する日の翌日以後については「年14.6%」か「延滞税特例基準割合+7.3%」のどちらか低い割合で計算した延滞税というものが本来の税金以外にかかることがあります。ちなみに延滞税特例基準割合とは、財務大臣が告示する平均貸付割合に、年1.0%の割合を加算した割合のことです。また延滞税以外にも過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・重加算税といった多くの加算税もあります。これらの税金は、法人税を計算する上では損金不算入となり経費として認められません。一方で社会保険料や労働保険料についても、納期限までに保険料を納めなかった場合、同様に延滞金を支払わなければなりません。ただしこの延滞金については、法人税を計算する上では損金に算入することができます。同じ罰則的な意味合いの延滞金を支払っても、処理の仕方はまったく異なります。いずれにしても本来は支払う必要のないお金です。税金や社会保険料などは、しっかり資金繰りをして期限までに納めるように心掛けましょう。



労働保険料についても、納期限までに保険料を納めなかった場合、同様に延滞金を支払わなければなりません。ただしこの延滞金については、法人税を計算する上では損金に算入することができます。同じ罰則的な意味合いの延滞金を支払っても、処理の仕方はまったく異なります。いずれにしても本来は支払う必要のないお金です。税金や社会保険料などは、しっかり資金繰りをして期限までに納めるように心掛けましょう。

今月のあなたの運勢

鑑定：妙慎

A型

B型

O型

AB型

いつものように周囲との和を大切にすると好調が持続されます。思いやりの心は、人脈づくりの鍵になります。

自分の状況に納得できないことが起きても焦りは禁物。無理してきた対人関係をきれいに整理すると吉運UP!

気力・体力ともに充実して進展しやすい好機到来！問題を抱えている人は解決するために行動すると大吉です。

SNSなどからヒントを得て、それを生かすことで良い兆しが表れそうです。チャレンジ精神を持って行動を！

トナリの 本棚



【苦しかったときの 話をしようか】

経営危機にあったU.S.Jを劇的に復活させた森岡毅が、娘に宛てた手紙を本にしたビジネス書。自分の強みを磨いてブランディングする方法を平易な言葉で書いています。行動を起こすきっかけになる一冊です。

フリーランス女性のためのお金の学校

主宰 公認会計士・税理士 勝野弘志

発行 株式会社士魂商才

〒453-0017

名古屋市中村区則武本通 1-34

電話 052-485-4676